

(参考資料)

(財) 労災サポートセンター
〈法人シート／事務・事業シート（概要説明書）〉

法人シート (概要説明書)						
法人名		(財)労災サポートセンター				
当省担当部局		労働基準局	担当課・室名		総務課	
沿革		平成元年7月1日設立 〔平成21年7月1日に、(財)労災ケアセンターが(財)労災年金福祉協会を吸収合併し、(財)労災サポートセンターに名称変更。〕				
※1 役員	役員数	11	うち常勤役員数	1	うち非常勤役員数	10
	職員数	484	うち常勤職員数	438	うち非常勤職員数	46
	官庁OB役員数	3 (3) → 2 (2)	うち常勤役員数	2 (2) → 1 (1)	うち非常勤役員数	1 (1) → 1 (1)
	官庁OB職員数	143 (142) → 96 (95)	うち常勤職員数	141 (140) → 95 (94)	うち非常勤職員数	2 (2) → 1 (1)
法人概要	目的 (何のために)	業務災害又は通勤災害による重度被災労働者に対し、その特殊性に見合った適切な介護が受けられるよう必要な援助を行う等、労災年金受給者やその家族に対する相談及び援護等を行い、労働者の福祉の増進に寄与する。				
	対象 (誰/何を対象に)	労災年金受給者及びその家族				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 労災年金受給者等に対する福祉用具の購入費助成等の援護事業 ② 被災労働者の介護及び労災年金受給者等の福祉の増進に関する調査研究及び情報の収集・提供 ③ 労災年金制度、被災労働者の介護等に関する広報及び誌紙その他の図書の刊行 ④ 労災特別介護援護事業 (国からの受託事業) ⑤ 労災ケアサポート事業 (国からの受託事業) ⑥ 新規労災年金受給者支援事業 (国からの受託事業)				
年間収入合計 (千円) ※3	6,426,051	年間支出合計 (千円)	6,397,285	負債額 (千円)	2,066,244	
会費収入	14,680	事業費	4,955,553	負債相当額	958,345	
財産運用収入	7,387	管理費	686,075	その他の負債	1,107,899	
寄付金収入	200	事業に不可欠な固定資産	59,071	正味財産額	1,437,644	
補助金等収入	0	その他の支出	696,586	内部留保額	222,861	
うち国から	0	資産額	3,503,888	内部留保水準 (%)	4	
うち独法等から	0			年間収入に占める国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合 (%)	55	
事業収入	6,259,054	基本財産	58,599	国・独法等からの補助金等 (平成22年度 (見込み)) ※4	-	
うち国からの委託費交付総額	3,562,006	公益事業基金	34,464	国からの権限付与の概要	根拠条文	
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	1,121,720			
その他の収入	144,730	引当資産等	1,107,899	指定制度に限らず、権限の付与を受けている場合は全て記入。(概況調査・刷新会議基礎的調査において登録したものは漏れなく記入すること。)	-	
		その他の資産	1,181,206			

(※1) 役職員の状況は、平成22年4月1日現在 (常勤は、週3日以上勤務者)。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年7月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。

(※3) 年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛での補助金等交付 (の見込み) 額を記入。

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	労災特別介護支援事業			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 社会復帰促進等事業委託費			
法人名	(財) 労災サポートセンター			
事業担当部局	労働基準局	法人所管部局	労働基準局	
事務 事業概要	目的 (何のために)	労働災害により被災した労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1級～3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者（原則として60歳以上）に対し、第1～3級に多いせき髄損傷等の労働災害の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設（ケアプラザ）の運営を行うことにより、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を図る。		
	対象 (誰/何を対象に)	労働災害により被災した労災年金受給者であって、傷病・障害等級が第1～3級に該当する重度被災労働者で、在宅での介護が困難な者（原則として60歳以上）		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設（ケアプラザ）において、在宅での介護を受けることが困難な重度被災労働者（原則として60歳以上）に対して、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号	関係する通知等	
	事業の補助割合	定額		
	事業開始年度	平成元年度	事業終了年度	—
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。</p> <p>また、労働災害の重度被災労働者は、じん肺、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、呼吸困難、肺炎等の合併症を発生しやすいとか、褥瘡、尿路障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること、また、被災労働者及びその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難になっていることから、看護師等による専門的な支援が必要である。</p> <p>労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨、労働災害の特殊性に鑑み、労災特別介護施設を設置・運営し、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しているものである。</p> <p>なお、既存の類似施設として、障害者支援施設及び特別養護老人ホーム（特養）があるが、障害者支援施設については、障害程度区分認定を受けることにより入所可能であるものの、全国的に満床状態にあり、また、特養についても、被災労働者も65歳以上で要介護認定を受けた場合には、特養に入所可能であるが、特養は一般的に認知症等による者が多く、重度被災労働者の特養への入所は困難である。また、特養の入居待機者が平成21年12月現在で約4.2万人に上ることから、本事業を直ちに廃止することは困難である。</p>			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。</p> <p>2万3千人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された方々と殉職された被災労働者のご遺族である。中でも、傷病・障害等級が1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負っているものであり、その数は約3万人に上り、その約7割は60歳以上であるという状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じており、これら労災年金受給者の生命・生活維持に必要な支援を図ることは、国の責務と考えているが、国が自ら行う場合には、国家公務員の定員事情が厳しい中で介護等の専門性を有する行政職員の大幅な増員が必要なることから、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供できるスタッフを有している事業主体に委託する必要がある。</p> <p>なお、上記欄と同様に本委託事業を直ちに廃止することは困難である。</p>			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無			

事務・事業シート (概要説明書)						
事業名		労災特別介護支援事業				
成果目標		(現状の成果) 全国8施設の入居者定員800名に対し、入居率90%以上を維持しており、また、本事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得ている。 (今後の方向性) 高い入居率を維持していることから、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的施設介護サービスを全国8施設において提供し続ける必要がある。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		施設入居率90%以上維持	%	95.1	94.6	94.3
		本事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る	%	92.4	91.8	91.7
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		労災特別介護施設の運営	か所	8	8	8
予算執行率			%	77.0	85.6	87.0
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H19年度	H20年度	H21年度
				-	-	-
				-	-	-
国で直接実施	可	理由	-			
	否	理由	本事業は、重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを実施するものであり、事業の実施に当たっては、施設介護に関する専門的な知識を有するスタッフが必要があることから、国が実施することは困難であることから、必要なスタッフを有している事業者に委託することとしているものである。 なお、国が自ら行う場合には、施設介護等の専門知識を有する行政職員の大幅な増員が必要となる。			
自治体	可	想定する実施主体	-			
	否	理由	-			
民間等への移行	否	理由	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図る。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によっても給付が受けられる場合であっても、業務上の災害によって障害を負った場合は、まず労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条)。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		(予算の削減) ・ 事業の実施方法について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間に於いて、平成17年度予算に対して、18.2億円(△44.5%)の削減。 ・ 平成22年度においては、天下り法人への2割予算削減指示(大臣指示)を受け、施設事務職員の削減(48名→40名)及び直近の実績(施設清掃の入札を行ったなど)を基に経費を削減。 (調達の見直し) ・ 平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、参加要件を緩和するとともに企画競争を実施。 ・ 重度被災労働者に対する施設介護サービスを提供するという特性からも、高い専門性と安全性、安定的な事業運営ができる事業主体を引き続き選定していく必要があるものの、他の主体の参入可能性を高めるため、分割調達について検討する。				

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	労災特別介護援護事業				
事業の収支状況(千円)	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)		
収入	4,605,726	4,645,358	4,454,315		
内訳	国からの補助金収入	2,389,032	2,417,716	2,272,824	
	その他の収入	2,216,694	2,227,642	2,181,491	
支出	4,605,726	4,645,358	4,374,023		
収支差	0	0	80,292		
予算額	平成22年度予算額	人件費			
	事業費	652,110 千円	}	人件費 (厚労省OB分内訳)	従事役員数 (厚労省OB分内訳)
	人件費	1,617,313 千円		役員	() 千円 () 人
	管理費	0 千円		常勤職員	1,617,538 (272,523) 千円 352 (24) 人
	総計	2,269,423 千円		非常勤職員	() 千円 () 人
決算額(千円)	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)		
内訳	事業費	2,389,032	2,417,716	2,272,824	
	人件費	781,786	779,114	687,475	
	管理費	1,607,246	1,638,602	1,585,349	
再委託補助	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)		
	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	/	
	厚労省OBが在籍している団体等への再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	/	
再委託・補助先 (名称)					

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
(財)労災サポートセンターが資産として保有している準備資産等について、必要性の有無を再検討し、これにより不要となる資金についての国庫への納付及び委託契約に入居費等に関する精算条項を設けること	会計検査院	②	会計検査院からの意見表示を踏まえ、準備資産等の必要性の有無を再検討し、これにより不要となる資産については、国庫へ納付するほか、委託契約に入居費等に関する精算条項を設けることとする。

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
[日付] 無			
[内容]			

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	労災ケアサポート事業			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 社会復帰促進等事業委託費			
法人名	(財) 労災サポートセンター			
事業担当部局	労働基準局	法人所管部局	労働基準局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、せき髄損傷等労働災害特有の傷病・障害に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的とする。		
	対象 (誰/何を対象に)	労災年金受給者及びその家族		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	各都道府県に活動拠点を設け、全国に点在する労災年金受給者及びその家族に対して次の業務を実施する。 ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師又は介護士（労災ケアサポーター）による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する重度被災労働者の障害・傷病に適応した介護を行う労災ホームヘルパーの養成及び専門的介護の提供 ④ 労災年金受給者に対する専門的な相談・指導		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号	関係する通知等	
	事業の補助割合	定額		
	事業開始年度	昭和52年度	事業終了年度	—
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を図ることにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 また、労働災害の重度被災労働者は、せき髄損傷等による者が多いが、これらの者は、褥瘡、知覚障害、膀胱障害、直腸障害等の併発疾病を発症しやすいなど、加齢による一般的な身体能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられること等から、せき髄損傷等に係る専門的介護知識を持った看護師等による専門的な支援が必要である。 これら労災年金受給者の生命・生活維持に必要な援護を図ることは、国の責務と考えている。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を図ることにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 22万3千人を超える労災年金受給者は、日本の産業の発展に尽くす中で被災された方々と殉職された被災労働者のご遺族である。中でも、傷病・障害等級が1～3級の被災労働者は、重度の身体的な障害を負っているものであり、その数は約3万人に上り、その約7割は60歳以上の高齢者という状況で、健康や介護に関する深刻な問題が生じており、これら労災年金受給者の生命・生活維持に必要な援護を図ることは、国の責務と考えているが、国が自ら行う場合には、国家公務員の定員事情が厳しい中で介護等の専門性を有する行政職員の大幅な増員が必要なることから、重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護等が出来るスタッフを有している事業主体に委託する必要がある。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無			

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	労災ケアサポート事業				
成果目標	(現状の成果) 労災年金受給者等に対して、訪問支援等を年間3万件以上実施しており、また、本事業の利用者から、介護、看護、健康管理、生命維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得ている。 (今後の方向性) 労災年金受給者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を適切に実施する必要がある。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	労災年金を受給等に対して、訪問支援等を年間3万件以上実施	件	32,915	39,802	39,682
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	労災年金相談所	か所	47	47	47
予算執行率		%	86.5	82.2	87.2
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	※ 別紙のとおり				
国で直接実施	可	理由	—		
	否	理由	本事業は、在宅で介護、看護等を必要としている労災年金受給者等に対し、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による専門的な介護サービスを提供するものであり、事業の実施に当たっては、介護に関する専門知識を有するスタッフが必要であることから、国が実施することは困難であり、必要なスタッフを有している事業者に委託しているものである。 なお、国が自ら行う場合には、介護等の専門性を有する行政職員の大幅な増員が必要なる。		
自治体	可	理由	—		
	否	理由	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等)。		
民間等への移行	可	理由	—		
	否	理由	労災保険制度は、労働災害を被った労働者等に対し、必要な保険給付を行うことにより、迅速かつ公正な保護を図るとともに、これに附帯して、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者の援護等を行うことにより、労働者の福祉の増進を図るものである。 このような労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者自立支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしているものである(介護保険法第20条、障害者自立支援法第7条等)。		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)	(予算の削減) ・ 事業の実施方法について過去より厳しく精査しており、平成18年度以降平成22年度までの5年間において、平成17年度予算に対して、11.3億円(Δ57.0%)の削減。 ・ 平成22年度においては、天下り法人への2割予算削減指示(大臣指示)を受け、重度被災労働者に対する看護師等による訪問支援に重点化(巡回指導の廃止)を図り、前年度予算に対して、5.9億円(Δ40.8%)削減し、労災特別介護援護事業と合わせて2割予算削減を実施。 ・ 23年度要求において、介護・医療に関する訪問支援業務について、対象者の見直しを図るとともに、訪問支援時における労災年金に関する相談業務等を廃止し、経費の削減を図る。 (調達の見直し) ・ 平成18年度まで随意契約としていたものを、平成19年度に公募方式に移行し、さらに、平成21年度からは、参加要件を緩和するとともに、企画競争による調達へ順次移行してきた。 ・ 調達方法について、他主体の参入可能性を高めるため、各都道府県に設置している労災ケアサポートセンターの設置要件を緩和する。				

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	労災ケアサポート事業			
事業の収支状況(千円)	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
収入	1,493,750	1,322,808	1,266,816	
内訳				
国からの補助金収入	1,483,863	1,314,316	1,258,459	
その他の収入	9,887	8,492	8,357	
支出	1,493,750	1,322,808	1,266,816	
収支差	0	0	0	
	平成22年度予算額	人件費		
予算額	事業費	207,858 千円		
	人件費	632,149 千円	役員	0 千円
	管理費	14,120 千円	常勤職員	99 人
	総計	854,127 千円	非常勤職員	() 人
	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
決算額(千円)	1,483,863	1,314,316	1,258,459	
内訳				
事業費	560,105	429,687	390,945	
人件費	865,186	819,365	825,215	
管理費	58,572	65,264	42,299	
	平成19年度(決算額)	平成20年度(決算額)	平成21年度(決算額)	
再委託・補助	/	/	/	
うち厚労省OBが在籍している団体等への再委託・補助	/	/	/	
再委託・補助先(名称)				

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
無				

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
[日付] 無				
[内容]				

パンフレット等の作成について(別紙)

平成19年度

名称	作成部数	廃棄部数	主な配布先
労災保険のことお気軽にご相談ください(ポスター)	6,300	-	各自治体及び社会福祉協議会及び商工会等
労災年金福祉協会のあらし	25,500	-	労災年金受給者及びその家族
わかりやすい「過労死」等と労災保険(パンフレット)	2,000	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
「過労死」と労災保険リーフレット	5,000	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
年金と福祉の案内(パンフレット)	8,000	-	労災年金受給者及びその家族
労災ケアサポート事業リーフレット	29,500	-	労災年金受給者及びその家族

※配布先での廃棄部数は把握できない。ただし、労災年金福祉協会及び労災年金相談所における廃棄部数は0部。

平成20年度

名称	作成部数	廃棄部数	主な配布先
労災保険のことお気軽にご相談ください(ポスター)	5,500	-	各自治体及び社会福祉協議会及び商工会等
労災年金福祉協会のあらし	25,100	-	労災年金受給者及びその家族
わかりやすい「過労死」等と労災保険(パンフレット)	4,800	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
「過労死」と労災保険リーフレット	4,800	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
年金と福祉の案内(パンフレット)	18,000	-	労災年金受給者及びその家族

※配布先での廃棄部数は把握できない。ただし、労災年金福祉協会及び労災年金相談所における廃棄部数は0部。

平成21年度

名称	作成部数	廃棄部数	主な配布先
「過労死」と労災保険リーフレット	5,300	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
「過労死」等と労災保険パンフレット	5,300	-	会社人事労務担当者、衛生管理者
労災ケアサポート事業の概要	41,000	-	労災年金受給者及びその家族
事業案内	3,000	-	労災年金受給者及びその家族
在宅介護リーフレット	30,000	-	重度被災労働者及びその家族

※配布先での廃棄部数は把握できない。ただし、労災サポートセンター及び労災ケアサポートセンターにおける廃棄部数は0部。

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	新規労災年金受給者支援事業			
会計勘定・項目	(会計勘定) 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 社会復帰促進等事業委託費			
法人名	(財) 労災サポートセンター			
事業担当部局	労働基準局	法人所管部局	労働基準局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	<p>新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会を実施することにより、新規労災年金受給者の安定した年金生活の維持や自立の促進に不可欠な援護を図る。</p> <p>また、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等事務を実施することにより、労災年金の過誤払い等の防止及び労災年金の適正な給付に寄与することにより、労災年金受給者の安定した生活維持に必要な援護を図る。</p>		
	対象 (誰/何を対象に)	新規労災年金受給者		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 新規労災年金受給者に対する説明会の実施 ② 労災年金定期報告書の点検等業務		
	根拠法令(具体的な条文(①条①項など)も記載)	労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号	関係する通知等	
	事業の補助割合	定額		
	事業開始年度	平成21年度	事業終了年度	平成22年度
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>本事業は、新たに労災年金受給者となった者に対して、今後の年金生活を送る上で必要となる労災年金制度及び労災年金に関する各種手続き、社会復帰のための指導等を内容とした説明会を実施することにより、新規労災年金受給者の安定した年金生活の維持や自立の促進に不可欠な援護を図るものである。また、労災年金受給者から年2回(6月、10月)提出される労災年金定期報告書の点検等事務を実施することにより、労災年金の過誤払い等の防止及び労災年金の適正な給付に寄与するもので、もって労災年金受給者の安定した生活維持に必要な援護を図るものである。</p>			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	平成23年度より国による直接実施に切り替える。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無			

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	新規労災年金受給者支援事業				
成果目標	説明会等を全国で170回以上開催すること。また、本事業に対する利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得ることを成果目標に設定し、平成21年度より実施したところであり、労災年金受給者の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等を実施する必要がある。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	説明会等を全国で170回以上開催すること	回	—	—	225
	本事業の利用者から、今後の年金生活を送る上で有用であった旨の評価を90%以上得る	%	—	—	94.6
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	全都道府県で説明会を実施	か所	—	—	47
	労災年金定期報告点検等事務	署	—	—	130
予算執行率		%	—	—	77.7
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度
			—	—	—
			—	—	—
国で直接実施	可	理由	平成23年度より国による直接実施に切り替える。		
	否	理由	—		
自治体 民間等への移行	可	懸定する実施主体	—		
	否	理由	—		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)			平成23年度より国による直接実施に切り替える。		

事務・事業シート (概要説明書)							
事業名		新規労災年金受給者支援事業					
事業の収支状況 (千円)		平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)			
内訳	収入	-	-	27,215			
	国からの補助金収入	-	-	27,215			
	その他の収入	-	-	0			
	支出	-	-	27,215			
	収支差	-	-	0			
予算額	平成22年度予算額		人件費				
	事業費	60,299 千円	}	人件費 (厚労省OB分内訳)		従事役員数 (厚労省OB分内訳)	
	人件費	0 千円		役員	() 千円	()	人
	管理費	0 千円		常勤職員	() 千円	()	人
	総計	60,299 千円		非常勤職員	() 千円	()	人
決算額 (千円)		平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)			
内訳	事業費	-	-	27,215			
	人件費	-	-	0			
	管理費	-	-	0			
	再委託・補助	-	-	-			
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	/			
	与厚労省OBが在籍している団体等への再委託・補助 (件数/金額(円))	/	/	/			
	再委託・補助先 (名称)	-	-	-			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
無				

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
[日付] 無				
[内容]				